

議第297号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京都市長 門川大 作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第8備考1中「する」の右に「。ただし、共同住宅等（Cの欄を適用するものに限る。）の基準一次エネルギー消費量を、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月4日経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）I第2 2 2-2(2)口に掲げる式により算出する場合における区分の欄に掲げる面積は、当該共同住宅等の床面積の合計から共用部分の面積を除いた面積とする」を加える。

別表第9(1)の項中	「		を	「	26,000	に改め、同表(2)の項中
					79,000	
					125,000	
					158,000	
					198,000	
					277,000	
	」			」		

「

5,000 ^円

」を「

5,000

」に改め、同表備考1中「する」の右に「。ただし、共同住宅等（Bの欄及びCの欄を適用するものに限る。）の設計一次エネルギー消費量を、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第4条第3項第2号に規定する数値とする場合における区分の欄に掲げる面積は、当該共同住宅等の床面積の合計から共用部分の面積を除いた面積とする」を加え、同備考2(1)ア中「(2)の項」を「(1)の項及び(2)の項」に改め、同備考2(2)ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同備考2(2)ウ中「同号ロ(2)」の右に「又は同号イ(3)及び同号ロ(3)」を加え、同備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 (2)の項の審査に係る建築物の数が2以上の場合における手数料は、建築物ごとにこの表に掲げる額の合計額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市都市計画関係手数料条例別表第8備考1並びに別表第9備考1及び備考2の規定は、この条例の施行の日以後に申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく判定の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。